新潟県公安委員会規則第16号

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年12月20日

新潟県公安委員会

委員長　　小　林　　彰

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則

新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（生活安全企画課） **第12条**　生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(15)　（略） (16)　<u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律</u>（平成13年法律第31号）の施行に関すること。 (17)～(22)　（略）	（生活安全企画課） **第12条**　生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(15)　（略） (16)　<u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律</u>（平成13年法律第31号）の施行に関すること。 (17)～(22)　（略）

附　則

この規則は、平成26年１月３日から施行する。